

## 職員の給与等に関する報告および勧告に当たって(談話)

令和4年10月14日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて月例給および特別給の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化していることに加え、自然災害等危機管理事案に対する対応も近年増加傾向にある中、職員は全力で職務に邁進<sup>まい</sup>しています。厳しい勤務環境の下で誇りを持って真摯に公務に取り組んでいる職員各位に対し、心からの敬意を表するとともに、引き続き県民全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持って職務に精励いただくようお願いします。

また、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症により企業活動が大きな影響を受けている中、民間事業所の理解を得て、給与に関する調査の完了率は95.5%と非常に高いものとなりました。調査に御協力いただいた事業所の皆様に、心から御礼申し上げます。

本年の勧告では、職員の給与と民間の給与を比較したところ、公務が民間を下回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、公民較差の解消を図るため、給料表および子に係る扶養手当の引上げを行うこととしました。また、特別給についても、公務が民間の支給割合を下回っていたことから、引き上げることとしました。

このほか、人事管理に関しては、優秀な人材の確保に向けて採用試験制度の見直しを検討するとともに、全ての職員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、職員同士が互いに学び育ち合う組織風土を醸成する観点から報告を行いました。

また、働き方改革を推進し、意欲を持って働くことができる勤務環境の整備を一層進めるため、長時間労働を是正し、職員の健康確保を図るとともに、仕事と家庭生活の両立支援の推進やハラスメントの防止の観点からも報告を行いました。

これらの報告を踏まえ、任命権者において、より一層安定的な組織の基盤を構築されることを期待します。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

また、県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。